

令和2年度 第1回千葉県障害者差別解消支援地域協議会及び千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会 議事録

1 日時 令和2年11月16日(月) 午前9時30分～午前12時00分

2 場所 プラザ菜の花3階会場「菜の花」

3 出席者

(1) 委員(総数26名中21名)

今野委員 植野委員 加瀬委員 太田委員 齊藤(陟)委員 四家委員
伊豆倉委員 野田委員 鈴木(和)委員 鈴木(鉄)委員 白石委員 若林委員
高梨委員 倉上委員 坂上委員 稲岡委員 西脇委員 齋藤(誠)委員 青木委員
小島委員

(2) 県

小川障害者福祉推進課長 対馬共生社会推進室長ほか

4 会議次第

- (1) 障害者差別解消法及び県障害者条例に基づく令和2年度上半期及び令和元年度の相談件数等について
- (2) 県障害者条例に基づく令和元年度広域専門指導員等活動報告書について
- (3) 広域専門指導員対応事案について
- (4) 地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について
- (5) 県・市地域協議会の推進について

・調整委員会審議・報告案件

- (6) 助言及びあっせん申立て事案について(事案7号)

5 議事結果

議題(1) 令和2年度上半期及び令和元年度の県障害者条例に基づく広域専門指導員に寄せられた相談件数等と障害者差別解消法に基づく千葉県及び県内市町村に寄せられた障害者差別に関する相談件数等について、事務局から報告を行った。

議題(2) 県障害者条例に基づく令和元年度広域専門指導員等活動報告書について令和元年度広域専門指導員等活動報告書(案)をもとに、相談活動の実績、相談事例等について、事務局から報告を行った。

議題（３）検討事例

市川圏域の広域専門指導員から事例の概要を説明し、合理的配慮について御意見を伺った。

議題（４）市町村における地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について

令和２年４月１日時点における県内市町村の障害者差別解消支援地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について、事務局から報告を行った。

議題（５）県・市地域協議会の推進について今後の取組（案）をもとに協議した。

調整委員会審議・報告案件（非公開開催）

議題（６）障害のある人の相談に関する調整委員会への助言あつせん申立てがあり、審議を行った。

６ 議事における主な意見及び質疑応答

地域協議会

（１） 障害者差別解消法及び県障害者条例に基づく令和２年度上半期及び令和元年度の相談件数等について

（委員）

資料 1-2 県対応事案、市町村対応事案と共同対応事案について、共同事案とは当事者不在の中、共同して対応した事案も含むのか伺いたい。

（事務局）

実際に当事者の方を含んで対応した事案の他に県の広域専門指導員と市町村が連絡をとり、事案の今後の対応の検討をした事案等も計上している。

（委員）

共同事案で当事者を含んでいない場合の件数についても提示してほしい。

（委員）

障害種別ごとの取扱件数を見ると精神障害者の方が１番多く、次いで肢体不自由の方が多い。また差別をしたとされる相手側の詳細を見ると事業者が１番多く、次いで市町村が多いということだが、具体的にどういう案件があるのか教えてほしい。

（事務局）

具体的な事案については、差し控えさせていただくが、ほとんどの相談が、差別をしたとされる相手方が、障害の特性を理解し、相談者に十分説明を行っていけば差別相談まで発展しなかったのではないかと多い。

(委員)

資料1-1 周知活動件数について、圏域ごとの相談件数を見ると市川圏域が最も多く、昨年度の周知活動件数も多いが、今年度上半期の周知活動件数が4件と少ないのは、理由があるのか。また下半期に向けての活動予定を教えてください。

(事務局)

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響から思うように周知活動が行えていない現状があり、下半期どのように活動していくか検討していきたいと考えている。

(2) 令和元年度広域専門指導員等活動報告書について

(委員)

先ほどの質問にも被る部分があるが、資料2のP12 地域相談員についての記載やP32、障害者条例の16条、17条、20条にそれぞれの立場や位置づけの部分が記載されている。広域専門指導員と地域相談員の連携の部分で、当事者からの申出があり、広域専門指導員の判断でどちらか1つにしてほしいと数年前に問題視し、事務局に話し調査するということがあったが結果について教えてください。

(事務局)

地域相談員に相談があった場合、広域専門指導員に連絡する流れとなっているが、地域相談員500名程度いる中で、圏域を跨ぐ場合等、広域専門指導員と地域相談員の顔のつながりができていないのが現状である。今後、研修会などを通して連携が図られるように努めていきたいと考えている。

(委員)

過去、地域相談員を兼ねている私と聴覚障害のある相談者が広域専門指導員に会いたいと訴えたが、会う必要はないと言われてしまったので、資料2P3のフロー中で広域専門指導員と地域相談員の連携の部分を示していただきたい。

(委員長)

事務局の方で意見を参考にしていきたい。

(委員)

3年待っているので、今年度中には回答をいただきたい。広域専門指導員と地域相談員の連携が図られていない現状がある。

(委員)

相談分野と障害種別との関係で分野の「情報」とは、具体的にどのような事案なのか。

(事務局)

情報とは、障害者の特性を理解せず、十分な情報提供を行わなかった場合の相談を計上している。例えば聴覚障害者の方が窓口に来た際、筆談などを行わず対応した場合等が考えられる。

(委員)

相談件数は当初の3~4割程度は減ってきている。県民の理解が浸透したと考えることもできるが、一方で新型コロナウイルスの関係で、医療や介護関係者が偏見で苦しんでいるという報道がされている。このことから理解が進んだという理由だけではないのではないかと。広域専門指導員が周知啓発活動に取り組んでいただいているが、もう少し県民への周知を行い、理解を高めていかなければならないと考えている。福祉教育の推進を県社会福祉協議会が取り組んでいるが、子どもたちへの教育から取り組む必要があるのではないかと以前の会議の中でも話されたこともあるので、事務局の考えを伺いたい。

(事務局)

障害者条例ができてから10年以上が経っており、相談件数が減少している現状がある。障害者差別解消のための理解が広まってきたとも考えているが、声をあげられない相談事案もあると思われる。確かに相談事案は減っているが、周知活動件数を増やしてきている。教育の関係では、子どものうちから理解を広げることがとても大切だと考えており、教育委員会、健康福祉指導課と連携し、今後進めていければと考えている。

(委員)

今後進めていただければと思います。

(委員)

障害者の種別で精神障害者、肢体不自由の方からの相談が多いが、種別に重点を置いた差別解消のための周知をすることはあるのか。

(事務局)

広域専門指導員等連絡調整会議を毎月行っており、傾向を確認しながらどのように取組めば効果的な周知活動が行えるのか検討し取り組んでいる。

(委員)

引き続き啓発の仕方を工夫し、例えば業界別、市民別に行う等、効果的な周知活動を検討していただきたい。

(委員)

事務局から説明があったが、個別に対応していくということか全体に向けて対応していくということか。

(事務局)

先ほどの説明に補足し、広域専門指導員等連絡調整会議の中で、事例検討を行っており、精神障害や知的障害等、種別によって対応するための専門知識や技術が求められるので、研修会などを通し、知識を深め個別に対応していきたいと考えている。

(委員長)

色々な意見があったが、事務局には今後の活動の在り方の参考としてもらい、活動報告書については、修正についての意見はなかったため、まとめていただきたい。

(3) 広域専門指導員対応事案について

(委員)

5～10年後、AI化が進み補助犬に代わるロボットが開発されれば、ペットの問題については解決されるのではないかと事例を聞いていて感じた。もしそのような時代が来れば、ロボットを使用するために高額の金額がかかるかもしれない。その際は、県、市の補助で県民の方が利用できるようにしていければよいと思う。

(委員)

相談件数が減っていると話があったが、単純に理解が進んでいるというわけではないと思われる。盲導犬ユーザーから入店拒否、宿泊拒否、乗車拒否等、様々な相談が寄せられている。盲導犬ユーザーは差別慣れしてしまっており、声をあげないことで相談に繋がりにくいのではないかと。今回の相談者も理解のないオーナーや補助犬を断ることに罰則がないことで、辛い思いをされたのだと思われる。差別慣れしているため視覚障害者は声をあげにくい、様々な問題を抱えていることを理解いただきたい。

(委員)

2つ教えていただきたい。1つは不動産業界への周知啓発活動の実績について、2つ目は、今年推進会議が開催されていないが、不動産業界の方も参加されるので推進会議を通じて、今後の働きかけが必要ではないかと事務局から意見を伺いたい。

(事務局)

不動産関係への周知件数の内訳は計上しておらず、相談件数については、資料2P6に相談分野と障害種別との関係で不動産分野は2件となっている。声をあげられない相談者の方々も数多くいると思われるので、不動産関係についても広域専門指導員による周知啓発活動を行うよう検討していきたい。また推進会議については、今年開催できていないが、不動産関係の委員もいらっしゃるので推進会議を通じて不動産関係への周知についても今後検討していきたい。

(委員)

不動産の専門的な場を活用し、働きかけてほしい。

(委員)

補助犬の不動産業界、飲食業界の受け入れについて等、県の許認可での権限で業務を行っているので、罰則はいき過ぎだが、許認可の権限の中等で縛り等を加えられないか。担当部署と検討していただきたいので、要望として挙げさせていただく。

(委員)

参考までにその後、相談者はどうしたのか教えてほしい。

(事務局)

家主の考えを相談者に伝えたところ、家主の考えも分かるとし、今後転居していくのか福祉サービスを活用しながら今の物件で、単身で生活するのか検討されている。

(委員)

今回の事案は、契約条項でペット飼育不可を承知しておきながら入居し、途中で条件が変更したがうまくいかなかった事案だと思われる。先ほどの意見でもあったが、身体障害のある方に配慮した特別事由を設けることも必要だと思われる。この問題は、今後も担当部署と真剣に取り組んでいく必要があるのではないかと。

(委員)

法律上の建前と感情の問題、両面があると思う。スウェーデンは権利として、介助犬を受け入れないことは法的に許されないとされているが、アレルギーがある方への配慮をどうするのかということで反対運動が起きている。調整委員会の活動の中でも、障害者条例も障害者差別解消法も双方の話し合いの中で解決していくとされているので、どちらかが話し合いを拒否された場合は対応の限界となる。国の方では、合理的配慮も法的義務にしないといけないのではないかと検討しているようだが、法的な部分でご意見を伺いたい。

(委員)

権利にすると反対が起こるので、話し合いや啓発活動、宅地建物取引業協会への周知が必要ではないか。調整委員会への助言申立ても行えるので検討していただきたい。

(委員)

合理的配慮をどうしていくのか国の同行を見ながら、国民の理解を得るために粘り強く啓発活動を続けていく必要がある。引き続き委員の皆様と事例についての考えを共有していきたい。

(4) 地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について

(5) 県・市地域協議会の推進について

※(4)(5)は続けて協議された。

(委員)

市の地域協議会にあげられる問題は必要性が低いという問題ではない。新型コロナウイルスの影響から銀行の窓口対応が電話対応に切り替わった際に聴覚障害者の方への対応が難しいということで調整活動をどのように行えばよいかという問題や電子マネー決済を推進しているが、視覚障害者の方にとっては不便で、現金払いを廃止するような動きは生活に影響している。このように生活に密着した課題が多くあげられている。

(委員)

推進していくための方法について何か御意見はないか。

(委員)

相談事案を市町村で対応し、終結することはできるが、一市町村域での対応となるので、限定的なものになる。県単位での共有、県を通じて国に働きかけを行い、対応を業界全体に広げていくということとはできないか。

(委員)

未設置の市町においては、差別に関する事案がないため、地域内での需要が高まっていない、具体的な課題がないということが資料5に書かれているが、とても違和感がある。地域協議会を設置していない市町も人口減少等から市町への移住を進めていることがあると思う。その際、障害のある方も移住してくる可能性もあるので、需要が出てくるのが考えられる。そんな中、需要がないと意見が出てきていることに違和感がある。このようなことから差別をしたとされる相手として市町村が多くなっている理由に繋がっているのではないか。市町村担当者への啓発も行っていく必要があるのではないか。

(委員)

2つ意見がある。昨年度内閣府が関東単位で研修会を行い、何故、相談件数が減少しているのかについて話が出たが、障害者が地域協議会の認識がなく、差別に関する話し合いの場はあるが自立支援協議会との区別ができていない等、名称が難しいため啓発に繋がらない要因になっているのではないか。わかりやすい名称とするように提案したい。

構成メンバーは広域専門指導員も含んでいるのは当然だと思うが、地域相談員が構成メンバーに入っているか、また当事者が構成メンバーに入っていないと悩みを相談者を通してしか会議のなかで反映できないので、当事者の意見が反映しにくいのではないかと危惧している。

(委員)

未設置な市町村については、事案が少ないことや課題がないということがあげられているが、気持ちは理解できる。市町村に問題が入ってこない事があるので、県を通して等、事例を広く市町村にも情報提供していただき、認識を持って進めていきたい。

(委員長)

事案がないというのは待つ姿勢でいるからではないか。地域での差別事案について募集をすれば出てくるのではないか。そのように掘起こしも含め検討いただきたい。その他の意見はありますか。

(委員)

差別の定義について、分かりづらいのではないか。住んでいる市でも IT、ICT の普及で、各課に訪問するのではなく、総合窓口を通せと前触れもなく言われた。行政の説明は冷たい、

分かりにくいと感じている。差別だと気が付かないで対応している場合もあるので、差別だと分かりにくいということを解決することが、今後の課題ではないか。

(委員長)

最近、合理的配慮をバリアフリー化と置き換えて説明することもある。このような工夫も必要ではないかと感じている。以上を持ちまして、予定していた地域協議会での議題は終了となります。

調整委員会

(6) 助言あつせん申立て事案について (事案7号)

個別事案に関する議事内容であるため非公開。

以上